



優美レンタル入会申込書

(カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書)

(法人会員用)

- 入会金 無料
- 入会方法 会員規約をご確認の上、申込用紙（A・B 共）にご記入して、
①担当者の運転免許証又はパスポート、②担当者の保険証、
③会社登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの、コピー可）、
④会社経歴書・カタログ（現住所がわかるもの）を添えて、
弊社まで直接お持ち下さい。
- 営業時間 AM 9:00～PM 8:00 まで（但し土曜日は PM 6:00 まで）
日曜・祭日は定休日

(A)

カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

(優美レンタル会員規約)

＊下記の条文を必ずお読みになり、下記右下の借主欄と、B ページの入会申込書に必要事項を全てご記入捺印の上、弊社へ直接ご持参下さい。

第一条 【契約目的】

賃借人を乙とし、賃貸人株式会社優美レンタルを甲とし、甲乙相互間にカメラ及び関連機材の賃貸借を行うために、本契約をその基本契約として締結する。

第二条 【契約条件】

乙は甲の示す規定に従って、所定の契約書を提出すること。これによって、甲の所有するカメラ及び関連機材を賃借しうる資格を取得する。但し、日本レンタルカメラ協会の加盟店において過去、契約不履行等の事実がある場合、もしくは、契約書に不備がある場合は会員に加入することが出来ないものとする。

第三条 【会員証交付】

機材の賃貸借を正確に履行するために、審査終了後、本契約の成立に従い、甲は乙が優美レンタルの会員であることを証する会員証を発行し、乙に交付する。尚、入会手続きには 1 週間程かかり、交付前の賃借は出来ないものとする。

第四条 【賃借手続】

乙は甲の所有するカメラ及び関連機材を賃借する場合には、甲の発行した優美レンタルの会員証を甲に提示し、会員であることを証明すること。

第五条 【会員の認定】

甲は優美レンタルの会員証持参者を会員又は会員の代行者と認める。会員証持参者が会員又は会員の代行者として機材賃借を申し込んだ場合、甲はその者を会員の代行者と認め機材の賃借を行うことがある。それによって生じた事故に対する責任は乙が負担する。

第六条 【会員証の保管】

乙は会員証の責任ある保管者でなくてはならない。紛失や盗難などによって失われた場合には、直ちに甲に通知し、その会員証に基づく賃貸借の停止を求めなくてはならない。甲が乙より通知を受ける以前にすでに使用されていて、それによって発生した事故のある場合は、乙の責任において処置しなくてはならない。尚、会員証の住所、勤務先及び電話番号等の変更は直ちに連絡すること。

第七条 【貸出し制限】

下記の場合には、会員であっても機材の貸出しが受けられない場合がある。

- (イ) 甲の提示するリスト以外の物品。
- (ロ) 他の会員の使用便宜をさまたげるようなおそれのある場合、及びさまたげた場合。
- (ハ) 機材が正規の使用 방법에従い、誠実に使用されないおそれのある場合、及び使用された場合。
- (ニ) 乙又は連帯保証人に機材の紛失、破損に対して担保能力が失われ、又はそのおそれのある場合。

第八条 【賃貸借実務】

甲乙相互間に行われるカメラ及び関連機材の賃貸借の実務は下記の規定に従う。

- (イ) 乙が機材を借り受ける場合には、あらかじめ甲に在庫の有無を確認する。
- (ロ) 賃料は別に定める料金表によって行う。1 日 24 時間を単位として、24 時間を超える端数のある場合には、原則としてさらに 1 日分として加算する。借入に際しては、乙は甲に返還予定日時を申し出て、それまでの賃料を前納するものとする。
なお、料金は物価情勢や機材の需給状況の変化によって、予告なく変更されることがある。
- (ハ) 乙は機材の使用については、甲に対する善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
まず乙は甲より賃借する機材を受取る際は、各部の点検をしなければならない。
貸出し後の事故(機材の故障、損傷、盗難、置き忘れ、等)については全額、乙の負担とする。
なお機材の貸出し後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。
- (ニ) 記録媒体の不具合による記録内容の破損、及び機材に付属するバッテリーの消耗から使用不可になった場合の補償は出来ないものとする。スベアバッテリーは賃借人の責任において用意すること。
- (ホ) 乙は甲より賃借したカメラ及び関連機材を、必ず約束した日時までに持参の上返還しなくてはならない。
やむ得ざる事情により遅延が予知される場合には必ず甲に連絡をとり、承認を得なくてはならない。

第九条 【会員取消】

乙が本契約に違反したときは、甲は催告なく直ちに本契約を解除し、同時に優美レンタル会員である資格をも取消すことが出来る。又、他の日本レンタルカメラ協会加盟店において契約違反をおこした場合でも、会員取消とする事がある。

第十条 【契約期間】

本契約の期間を 2 カ年とする。期間満了後に相互に異議のない場合にはさらに本契約を継続するものとする。連帯保証人は契約人と共に責任をもって本契約を誠実に履行するものとする。

第十一条 【補則】

本契約に定めのない事項については民法その他の法令に従う。

上記の条文に同意致します。

令和 年 月 日

(甲) 貸主：株式会社 優美レンタル

代表取締役 岩佐 亮平 印

〒106-0031 東京都港区西麻布 1-8-18

TEL:03-3404-8989 FAX:03-3404-8289

(乙) 借主：

印

＊法人契約の場合は、会社名と代表者名のご記入をお願い致します。

住所：〒

TEL:

FAX:

(B)

優美レンタル入会申込書（法人用）

申請者記入欄

申込日：令和 年 月 日

フリガナ (必須)			フリガナ (必須)		
会社名 (必須)		印 (必須)	代表者名 (必須)		印 (必須)
会社住所 (必須)	〒				
TEL (必須)		FAX (必須)			
ホームページ (必須)	http://				
創立 (必須)	西暦	年	月	日	資本金 (必須)
従業員数 (必須)		業種 (必須)		年商 (必須)	
申込担当者名 (必須)		印 (必須)	部署 / 役職 (必須)		
担当者自宅住所 (必須)	〒				
携帯 (必須)		E-mail (必須)			
主な得意先	1.	2.	利用レンタル会社		
利用スタジオ	1.	2.			

紹介者 (必須)	弊社会員様	会員番号	弊社のお取引先様	ご担当者様お名前
	TEL		TEL	

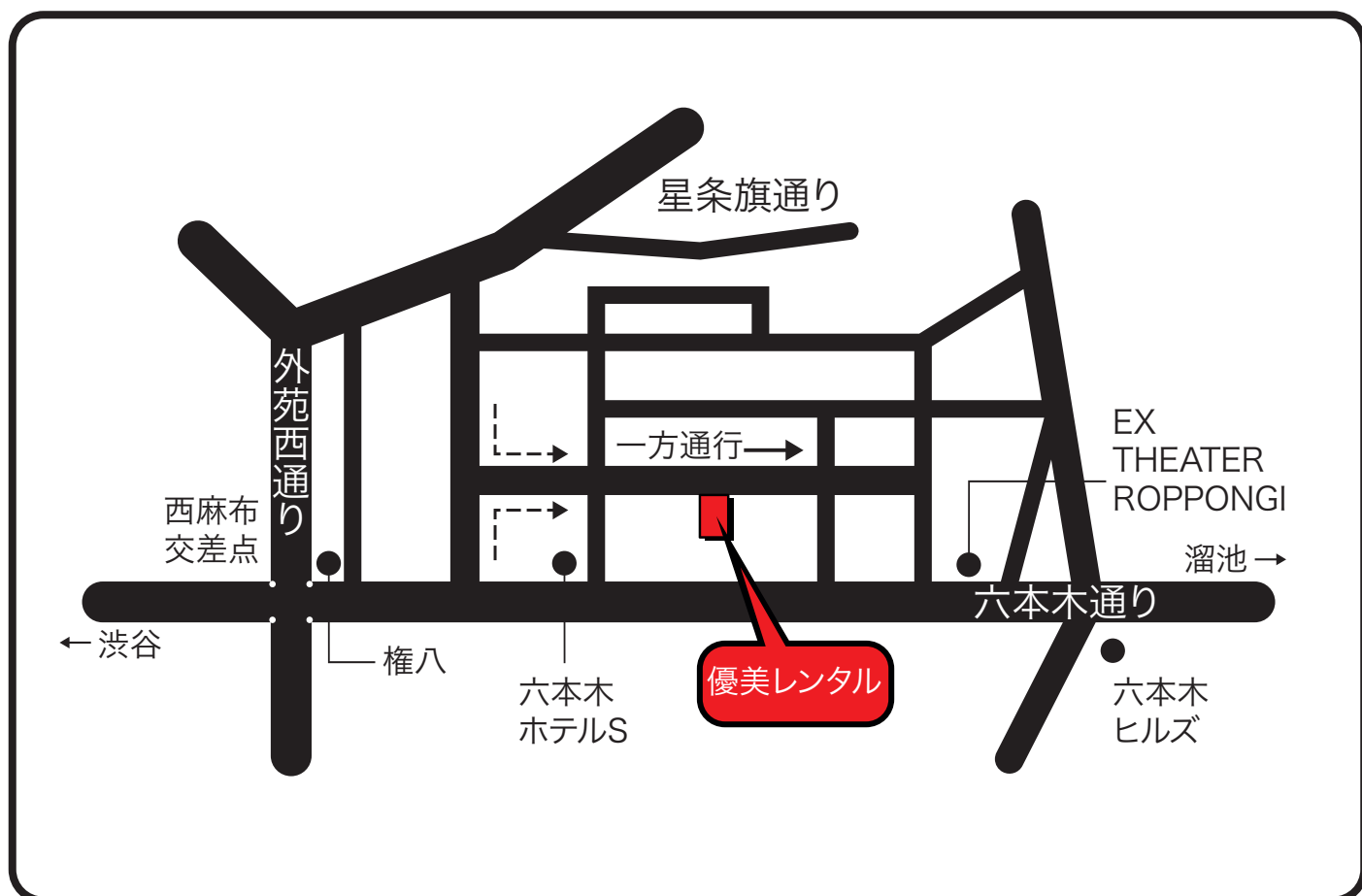
↑ 弊社会員様・弊社のお取引先様のどちらかを必ずご記入下さい

連帯保証人記入欄（氏名欄には、代表者名のご記入をお願い致します。代筆不可）

フリガナ (必須)		印 (必須)	生年月日 (必須)	年齢 (必須)	性別 (必須)
氏名 (必須)			西暦	年	月
自宅住所 (必須)	〒				配偶者 (必須)
TEL (必須)		携帯 (必須)			有 ・ 無
会社名 (必須)			TEL (必須)		
			FAX (必須)		
会社住所 (必須)	〒				

優美レンタル記入欄					
-----------	--	--	--	--	--

優美レンタル アクセスマップ



株式会社 優美レンタル

〒106-0031 東京都港区西麻布1-8-18

TEL.03-3404-8989 FAX.03-3404-8289

【営業時間】 AM9:00～PM8:00 (月～金)

AM9:00～PM6:00 (土)

日曜・祭日は定休日